

## 低入札工事特記仕様書

地方自治法施行令第167条の10第1項に基づく「低入札価格調査制度による調査等実施要領」の規定による調査対象者が落札した場合は次に掲げる措置を講じなければならない。

### 1 契約の保証

契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

### 2 補助技術者の配置

主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者を専任で1名現場に配置しなければならない。この技術者は補助技術者と呼び、主任技術者（監理技術者）を補佐し工事の品質確保に努める。なお、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び補助技術者を兼ねることは禁止し、別紙 補助技術者通知書を提出する。

### 3 監督体制の強化等

#### (1) 施工体制台帳、下請負人通知書の提出及びその内容のヒアリング

①請負者は発注機関の長等の求めに応じて、施工体制台帳及び下請負人通知書を発注機関の長等に提出しなければならない。

②上記書類の提出に際して、その内容のヒアリングを発注機関の長等から求められたときは、請負者は応じなければならない。

③低入札調査時の下請業者見積書と異なる下請業者または金額での下請契約は、合理的理由がない場合工事成績を減点する。

なお、この場合静岡県工事契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）別表第1第1号に該当する場合がある。

#### (2) 施工計画書の内容のヒアリング

仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを発注機関の長等から求められたときは、請負者は応じなければならない。

#### (3) 品質証明の実施

「農林土木工事共通仕様書」または「土木工事共通仕様書」を適用する工事においては、各仕様書に規定する品質証明工事の対象とする。

### 4 工事コスト調査の実施

(1) 請負者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票等の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出しなければならない。なお、調査票等については別途監督職員から指示する。

(2) 請負者は、発注機関の長等の求めに応じて、提出された間接工事費等諸経費動向調査票について、費用の内訳についてヒアリング調査に応じなければならない。この場合において、請負者は下請負者についてもヒアリングに参加させなければならない。

### 5 その他

その他必要な事項は「低入札価格調査制度による調査等実施要領」の規定による。

## 補助技術者通知書

1 工事名

工事

( 年 月 日契約締結)

2 補助技術者の氏名

区 分	職 名	氏 名	資 格 区 分
			第 7 条 第 2 号
補 助 技 術 者			イロハ

先に請負契約を締結した建設工事の補助技術者の氏名等を、上記のとおり通知します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所

請負者 商 号

氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) ㊞

備考 資格区分欄は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハのうち、該当するものを○で囲むこと。